

とちぎ未来クラブ地域結婚サポーター事業マニュアル

令和5(2023)年6月1日

とちぎ未来クラブ

1 趣旨

「結婚したいけど出会いの機会がない」・「素敵な出会いがあれば結婚したい」と願う人に「出会いの場」を提供することにより、県民総ぐるみで結婚を支援する機運を醸成するため、「とちぎ出会いサポート事業」を実施することとし、この事業の中の一つとして「結婚サポーター事業」を実施する。

2 地域結婚サポーター

結婚サポーター事業のうち、地域での結婚相談や結婚支援事業に関する情報提供活動等を行うため、地域結婚サポーターを設置する。

地域結婚サポーターは、ボランティアとし、旅費日当等は支給しない。

地域結婚サポーターになろうとする者は、別記様式第1号の地域結婚サポーター申込書を居住する市町に提出する。

地域結婚サポーターは、別記様式第1号別紙の誓約書を提出した者の中から市町長の推薦を受けたものをとちぎ未来クラブ会長が委嘱する。

地域結婚サポーターには、別記様式第2号の地域結婚サポーター証を交付する。

3 任期

地域結婚サポーターの任期は、委嘱の日から令和8(2026)年3月31日までとする。ただし、結婚サポーターとして不適切な振る舞いや言動があった場合又は誓約書に反することが判明した場合は、任期途中であっても当該結婚サポーターの委嘱を解くことができる。

地域結婚サポーターは、任期途中で辞任する場合、原則として辞任しようとする日の1ヶ月前までに、別記様式第3号によりとちぎ未来クラブ宛て届け出ることとする。

なお、辞任・解嘱に伴い、地域結婚サポーター証は、とちぎ未来クラブに返納することとする。

4 業務内容

地域結婚サポーターが行う業務は次のとおりとする。

- (1) 結婚したいと願う人又はその家族等からの相談に応じること。また、必要に応じてとちぎ結婚支援センターの紹介や助言等を行うこと。
- (2) とちぎ未来クラブと協力して健全な出会いの場イベントを実施すること。
- (3) とちぎ未来クラブが実施する結婚支援事業や県内の出会いの場イベントなどの情報提供を行い、独身男女の参加を勧めること。

5 担当区域

地域結婚サポーターが担当する区域は、原則として当該サポーターが居住する市又は町

の区域とする。ただし、1つの市又は町に複数の地域結婚サポーターが設置されている場合において、担当区域を相互に調整することは差し支えない。

6 留意事項

地域結婚サポーターは、その業務を行うに当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 相談者への十分な情報提供を行うこと。
- (2) 相談者のプライバシーの保護等、保有個人情報の管理等に十分留意すること。
- (3) 地域結婚サポーターとして知り得た秘密は、地域結婚サポーターを辞した後においても他に漏らしてはならない。
- (4) 業務を行うに当たって不明な点が生じた場合等は、必要に応じて、とちぎ未来クラブ宛て確認すること。
- (5) 地域結婚サポーターは、とちぎ未来クラブが送付する別記様式第4号（ハガキ）により、上半期・下半期ごとに活動状況をとちぎ未来クラブに報告すること。

7 研修等

- (1) とちぎ未来クラブは、結婚サポーター事業を適正、円滑かつ効果的に推進するため、次に掲げる研修及び情報提供等を行うものとする。

① 全体研修会（年1回）

地域結婚サポーター事業の実施に係る基本的事項について、原則として研修会を年1回開催する。

② イベント情報等の提供（定期及び随時）

出会いの場イベントの開催予定情報等について、必要に応じて、各地域結婚サポーター宛て通知する。

なお、とちぎ未来クラブ及びとちぎ結婚支援センターのホームページにおいては、最新の情報を常時閲覧が可能な状態にしておくものとする。

- (2) 地域結婚サポーターは、とちぎ未来クラブが開催する、結婚サポーター事業についての研修を受けるものとする。

8 事故等の対応

- (1) とちぎ未来クラブでの対応

① とちぎ未来クラブは、地域結婚サポーターの事故等に備えて「ボランティア保険」に加入するものとする。

② とちぎ未来クラブは、地域結婚サポーターから事故等に関する報告又は相談等を受けた場合は、保険会社との調整等、迅速に対応するものとする。

③ とちぎ未来クラブは、とちぎ出会いサポート事業の実施等に関する苦情等を受理した場合は、事実関係を調査するとともに、迅速かつ懇切丁寧を旨として対応するものとする。

- (2) 地域結婚サポーター

① 地域結婚サポーターは、活動中の事故等に十分注意するものとし、万一事故に遭い、

又は事故を起こした場合は、とちぎ未来クラブ宛て速やかに連絡するものとする。

- ② 地域結婚サポーターは、その業務を行うに当たって、相談者、その家族又は第三者からの苦情等を受けた場合は、必要に応じてとちぎ未来クラブ宛て報告又は相談等を行うものとする。

誓約書

私は、下記の事項に同意し、結婚サポーターとして活動することを誓約します。
これに反した場合、または虚偽の申告等が判明した場合は、結婚サポーターを解嘱されても異議を申しません。

- 一、 結婚サポーターとしての活動について、ボランティア（利益をもとめないこと）で行うこと。
相談者や親族に金品を要求したり、ほのめかしたりしないこと。
結婚サポーター以外に独身者に対するお相手探し等の結婚支援活動を行う団体等に所属する場合は、相談者や親族が混乱することないように丁寧な説明に努めること。
- 二、 結婚サポーターとしての活動上で知り得た情報等を他に漏えいしないこと。
- 三、 結婚サポーターの地位を利用し、または、その活動上知り得た情報等を利用して、他の結婚支援活動や宗教活動、政治活動、販売活動などサポート活動以外の活動を行わないこと。
- 四、 個人のプライバシー及び個人情報の管理には十分に留意すること。
- 五、 現在、暴力団等の公序良俗に反するいずれの団体に属しておらず、かつ結婚サポーターの委嘱期間もこれに該当することはないこと。

年 月 日

氏 名

印

◎結婚サポーター以外の結婚支援活動団体に所属している場合は、団体名等をお書きください。


(団体名)

(代表者)

(代表連絡先)

(活動内容)

(表)

	No. <u>〇〇〇〇</u>
地域結婚サポーター証	
氏名 _____	
上記の者は、地域結婚サポーターであることを証明します。	
令和 年 月 日発行	
とちぎ未来クラブ 会長 福田 富一 印	
有効期限 令和8年3月31日	

(裏)

<p style="text-align: center;">とちぎ未来クラブ地域結婚サポーター設置要綱(抄)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 県民総ぐるみで、結婚を願う独身男女を支援するため、ボランティアとしてこの取組に深い関心と行動力をもつ者を県域に設置し、地域における結婚の推進を図る。</p> <p>(委嘱)</p> <p>第5条 結婚サポーターは、とちぎ未来クラブの実施する結婚支援事業に賛同し、とちぎ未来クラブが別に定める誓約書を提出した者で、市町長の推薦を受けたものから、とちぎ未来クラブ会長が委嘱する。</p>

注) 様式の大きさは、縦5.4cm×横8.56cmとする。

別記様式第3号

令和 年 月 日

とちぎ未来クラブ 会長 様

辞 任 届

私は、このたび一身上の都合により、とちぎ未来クラブ地域結婚サポーターを辞任致したく、辞任届をお届け致します。

住 所 _____

氏 名 _____

※地域結婚サポーター → とちぎ未来クラブ

別記様式第4号

(官製はがき裏面)

とちぎ未来クラブ地域結婚サポーター

令和 年度 上・下 半期活動件数報告書

市町名 _____

氏 名 _____

○下記の活動件数について報告します。

・結婚相談・・・・・・・・・・ _____ 件

・情報提供・・・・・・・・・・ _____ 件

・イベント実施・・・・・・・・・・ _____ 件

(手伝いも含む)

・その他・・・・・・・・・・ _____ 件

(合 計) _____ 件

【連絡欄】

※活動報告書は、ハガキ以外にメール・FAXでの提出も受け付けます。

とちぎ未来クラブ地域結婚サポーター推薦基準

- ①心身ともに健全である者
- ②公序良俗を順守し、社会奉仕の精神に富む者
- ③人権を尊重し、個人の秘密を固く守ることができる者
- ④親身になって相談者に接することができる者
地域結婚サポーターの活動に、十分な時間をもてること。
- ⑤地域の状況を十分に把握している者
その地域に相当期間居住していること。
- ⑥以下に該当し、信頼に足ると認められる者
市町の結婚相談員の経験を有する者や結婚支援への活動意欲が十分にあり、マニュアルの別記様式第1号別紙の誓約書を提出した者
- ⑦利益を得ることを目的として結婚サポーターの活動をするおそれのない者
営利の見合い及び結婚の斡旋等を業とする者でないこと
営利の見合い及び結婚の斡旋等を業とする企業等団体に属する者でないこと